

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
ソーシャルワーク実習Ⅱ受け入れについて

加古川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉士の受験資格取得を目指す学生に必要とされるソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）について、その受け入れに関する必要な事項を下記のとおり定めます。

1. 実習対象者

実習生は、大学等の教育機関（以下「養成校」という。）に在籍する学生とし、次のいずれかの要項に該当する人とします。

- (1) 加古川市内在住の人
- (2) 実家が加古川市内にある人
- (3) 加古川市内に所在する教育機関に在籍する人
- (4) その他、本会が必要と認めた人

2. 受け入れ人数

実習生の受入れは5人以内で、原則、1養成校につき、1人を限度とします。ただし、本会が受け入れ可能と判断した場合はこの限りではありません。

3. 期間

申請期間は、実習を行う前年度10月から11月末までとします。

実習生の受入れ期間は8月中旬から9月中旬までの期間とします。

（詳細は、本会にお問い合わせください。）

4. 受け入れ申請

養成校は、実習を予定する前年度の11月末までに所定様式を用いて、本会理事長に申請してください。

5. 決定及び通知

1.の要件を満たす実習希望者が6人以上ある場合、実習希望者を選考し、養成校に決定の可否を通知します。

6. 自己責任等

実習中において、実習生が故意又は過失を問わず本会又は第三者に損害を与えた場合、本会は一切責任を負いません。

実習期間中に生じた事故等による実習生の負傷及び疾病は、実習依頼機関及び実習生の責任において適切な措置をしてください。

7. 個人情報の取り扱い

実習受入の際に預かった個人情報は、実習に関すること以外には使用しません。

8. 問い合わせ先

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会 総務課

電話：079-424-4318(代)